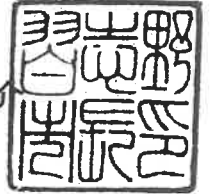


国 年 第 2 5 2 号
平成30年 5月25日

習志野市個人情報保護審議会
会 長 三 幣 芳 夫 様

習志野市長 宮 本 泰



習志野市個人情報保護条例第9条第3項の規定に基づく諮問について

オンライン結合による個人情報の提供について、習志野市個人情報保護条例第9
条第3項の規定に基づき、別添事案について御審議いただきたく諮問いたします。



オンライン結合による個人情報の提供に関する事項について

所管課名	国保年金課
個人情報取扱事務の名称	国民健康保険事務(保険給付等)
個人情報取扱事務の目的	国民健康保険法に基づき被保険者の資格、給付、被保険者の健康増進に係る業務を行うため
提供する個人情報	氏名、住所、電話番号、生年月日及び性別、被保険者証の記号番号、療養が行われた年月日、療養が行われた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び住所、その他保険給付の審査及び支払いに係る情報
諮問内容	<p>通信回線を介した電子計算機等の結合によって個人情報が処理される場合、その取り扱われ方によっては個人の権利利益を侵害するおそれが大きいことから、オンライン結合による個人情報の提供は、第三者機関である審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合に限って行うことができるとされている。</p> <p>この度、千葉県が保険給付の点検調査等を実施するため、本市が保有する保険給付の審査等に係る情報について、提供の求めがあり、千葉県国民健康保険団体連合会が設置する国保総合システムによる迅速な提供ができるよう、オンライン結合による個人情報の提供について諮問する。</p>
諮問が必要となった事業について	<p>平成30年度より、国民健康保険法が改正され、市町村が運営していた国民健康保険が、都道府県と市町村の共同運営となり、都道府県においても、専門的な見地から保険給付の点検調査等を実施することとなった。</p> <p>そこで、千葉県内の市町村が保有するデータを管理している国保総合システム(運用管理は千葉県国民健康保険団体連合会)を、千葉県に設置し、閲覧することをもって、市町村からの迅速な情報提供に代えることとしている。</p> <p>なお、国保総合システムは、千葉県国民健康保険団体連合会、各市町村、千葉県を専用回線で接続されており、システムへの各種セキュリティ対策が講じられている。</p>